

2025 年 4 月 21 日

各位

会 社 名 株式会社 P R T I M E S
代表者名 代表取締役社長 山口 拓己
(コード：3922 東証プライム)
問合せ先 取締役 PR 本部長 三島 映拓
(TEL. 03 - 5770 - 7888)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 4 月 21 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を 2025 年 5 月 27 日開催予定の第 20 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 提案の理由

配当を受領する権利を保有する株主の皆様への利便性を考慮し、配当の除斥期間を 3 年から 5 年に延長するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。
(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 47 条(配当金等の除斥期間) 配当財産は、交付開始の日から満 <u>3</u> 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその交付義務を免れる。	第 47 条(配当金等の除斥期間) 配当財産は、交付開始の日から満 <u>5</u> 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその交付義務を免れる。

3. 定款変更の内容

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 2025 年 5 月 27 日 (予定)
(2) 定款変更の効力発生日 2025 年 5 月 27 日 (予定)